

医療法人 北辰会 蒲郡厚生館病院
指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人北辰会が開設する蒲郡厚生館病院（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 医療法人 北辰会 蒲郡厚生館病院 通所リハビリテーション
- ② 所在地 蒲郡市栄町11番13号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務、蒲郡厚生館病院の医師）
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者 (1単位目・2単位目・3単位目兼務)
医師 1名（常勤兼務職員1名）
管理栄養士 1名（常勤兼務職員1名）
療法士 5名以上（常勤兼務職員 5名以上）
看護職員 2名以上（常勤兼務職員 2名以上）
介護職員 6名以上（常勤兼務職員 6名以上）

従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1 営業日

- ①1単位目 月曜日から土曜日
- ②2単位目 月曜日から金曜日
- ③3単位目 月曜日から金曜日

(祝日を含む)ただし、12月31日から1月3日までを除く。

2 受付時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

3 サービス提供時間は次の通りとする。

- ① 1単位目 午前10時から午後4時10分
- ② 2単位目 午前9時から午後12時10分
- ③ 3単位目 午後2時から午後5時10分

(指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員は次の通りとする。

- ① 1単位目 40名
- ② 2単位目 30名
- ③ 3単位目 30名

(指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容)

第7条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
- ② 健康チェック
- ③ 機能訓練
- ④ 運動器機能向上訓練

(利用料金等)

第8条 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときには、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

- 2 食費は、640円を徴収する。
- 3 おむつ代は、通常おむつ190円、フラットおむつ62円、尿とりパット41円を徴収する。
- 4 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 5 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払に同意する旨の文章に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、通所リハビリテーションの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、蒲安市、額田郡幸田町、西尾市東幡豆町の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2. 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - ① 気分がわるくなったときは速やかに申し出る。
 - ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
 - ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施する。

④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後6ヶ月以内

② 継続研修 年2回

2. 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
4. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人北辰会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

平成25年6月1日 一部改訂

平成26年8月1日 一部改訂

平成27年6月1日 一部改訂

平成28年6月1日 一部改訂

令和元年10月1日 一部改訂

令和2年4月1日 一部改訂

令和3年4月1日 一部改訂

令和3年5月1日 一部改定

令和4年4月1日 一部改定

令和5年8月1日 一部改定